

第2期伊豆の国市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

2024年度（令和6年度）～2028年度（令和10年度）

2024年（令和6年）3月

静岡県 伊豆の国市

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

伊豆の国市では、平成29年度に市役所内に「伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、令和元年度から第1期伊豆の国市自殺対策行動計画に基づき自殺対策に取り組んでまいりましたが、残念ながら、毎年10人前後の尊い命が自殺で失われております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、複雑化・複合化した問題が最も深刻化した時に起きるといわれています。また、自殺を考えている人の多くは、自殺の危険を示す何らかのサインを発しているといわれています。そのため、周囲の人たちが、それらのサインに気づき、適切な支援につなげていくことが、自殺予防に大変有効であります。

令和6年3月末で終了する第1期行動計画に引き続き、第2期となる本計画では、サインに気づくことができる人材の育成に力を入れていきたいと考えております。既存の事業に自殺予防の観点を加えることで、幅広い分野での自殺対策に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。

すべての市民が自分らしくいきいきと生活することができる伊豆の国市を目指し、市民の皆様におかれましても、自殺対策に対し、ご理解ご協力をお願いいたします。

2024年（令和6年）3月

伊豆の国市長 山下 正行

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連	3
4 計画の期間	3
5 計画の目標	3
第2章 伊豆の国市における自殺の現状と課題	5
1 自殺者の推移	6
2 性別・年齢別の特徴	7
3 伊豆の国市の自殺の特徴	9
4 自殺実態の分析	10
5 第1期伊豆の国市自殺対策計画の取組・評価	10
6 伊豆の国市における自殺対策の課題	11
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本方針	14
第4章 自殺対策の取組	17
1 施策体系図	18
2 施策の一覧	19
3 各課事業一覧	24
第5章 伊豆の国市の自殺対策の推進体制	33
1 取組主体ごとの役割	34
2 計画の評価・検証	35
参考資料	37
自殺対策基本法	38
自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）（概要）	44
伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部設置規程	46

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者は、令和3年までは減少傾向にありましたが、コロナ禍を経て、令和4年は13年ぶりに増加し、21,881人となりました。また、主要先進7か国中、我が国の自殺死亡率は最も高く、社会的な問題となっています。

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られていますが、それは同時にだれにでも起こりうる危機であり、防ぐことのできる社会的な問題であるといわれています。

そこで、国は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成18年に自殺対策基本法（平成18年6月21日号外法律第85号）を施行しました。これにより自殺対策は「社会問題」として認識されるようになりました。さらに平成28年4月に同法が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として明記されるとともに、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされました。

本市においても、平成31年3月に「第1期伊豆の国市自殺対策行動計画」（以下、「第1期計画」と言う。）を策定し、自殺対策に取り組んでおりますが、自殺者数は、横ばいで、自殺死亡率も依然として、国や県、圏域に比べ高い状況が続いています。今回第1期計画の満了に伴い、さらなる対策の推進を図るために、「第2期伊豆の国市自殺対策行動計画」を策定することとなりました。

この計画をもとに、さらに「生きることの包括的支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、全市、全庁的な取組としていきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」となります。第2次伊豆の国市総合計画を上位計画とし、関係する市の各種計画との整合を図ります。また、国の自殺総合対策大綱や、静岡県第3次いのち支える“ふじの国”自殺総合対策行動計画と連動しながら、地域の実情に応じた内容を推進していきます。

また、横断的な視点として、SDGs（持続可能な開発目標）の推進、孤独、孤立対策、重層的支援体制整備の観点を取り入れて作成したものです。

3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」では、目標3-4として「2030年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を3分の1に減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる」を掲げています。

自殺対策は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、一人ひとりの生活を守っていくものであり、「だれ一人取り残されない社会をつくる」というSDGsの理念と合致します。

4 計画の期間

この計画の目標年次は、2028年度（令和10年度）として、計画の期間は2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

5 計画の目標

伊豆の国市は、2024年（令和6年）から2028年（令和10年）の平均自殺者数を7.1人未満に減少させることを目指します。（第1期計画からの継続目標）

第2期伊豆の国市自殺対策行動計画の副題でもある「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、第1期計画期間中も様々な施策を進めてきましたが、残念ながら自殺者については、横ばいの状態が続いているため、第1期計画と同様の目標を設定します。

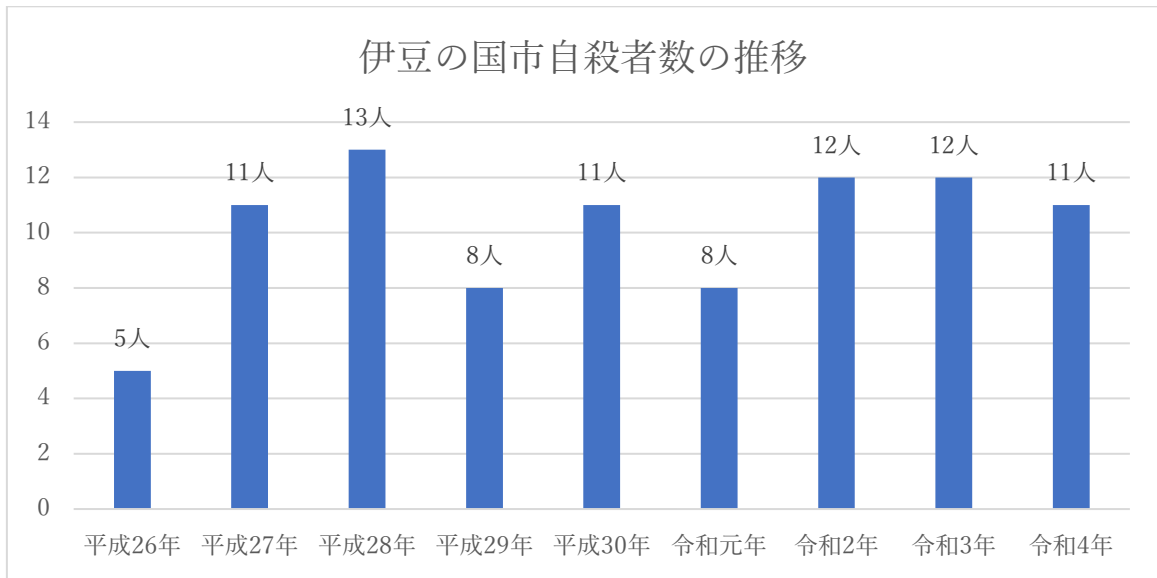
国	2026年（令和8年）までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとする	旧大綱の数値目標を継続
静岡県	2027年（令和9年）までに、自殺者数を450人未満に減少させる	前回計画より、さらに50人の削減

第2章

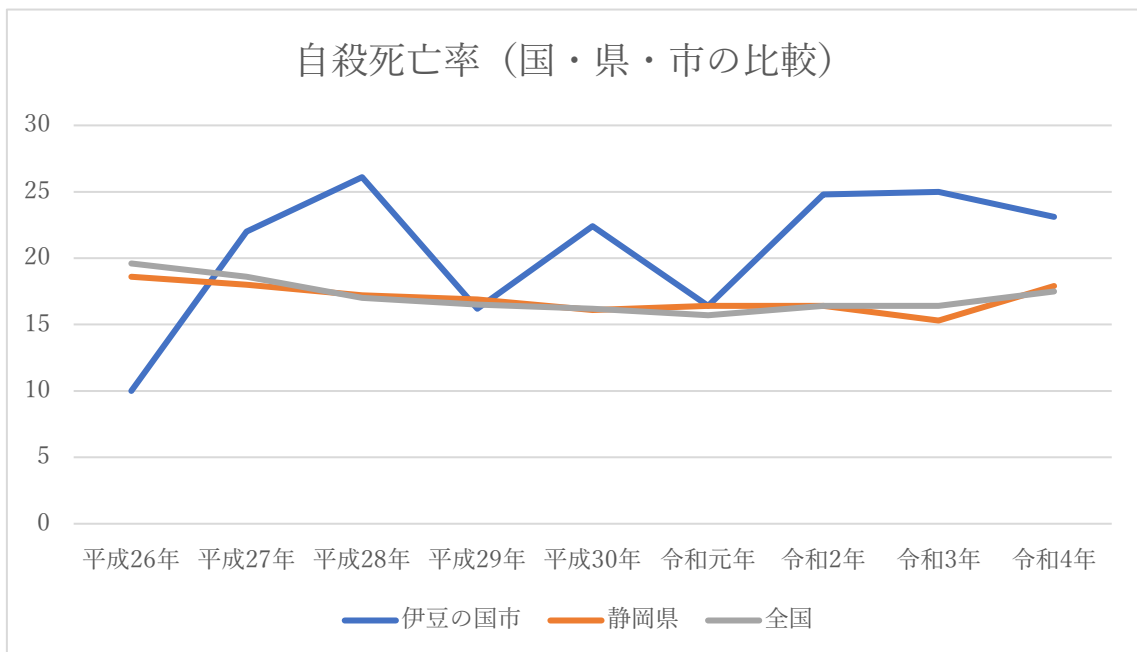
伊豆の国市における自殺の現状と 課題

1 自殺者の推移

伊豆の国市の自殺者数は、各年10人前後で推移しています。これは、第1期自殺対策計画策定時とほぼ同水準です。自殺死亡率については、国・県がほぼ同様の値で推移しているのと比較すると、伊豆の国市はやや高めの値で推移しています。



出典：地域自殺実態プロフィール2022年更新版

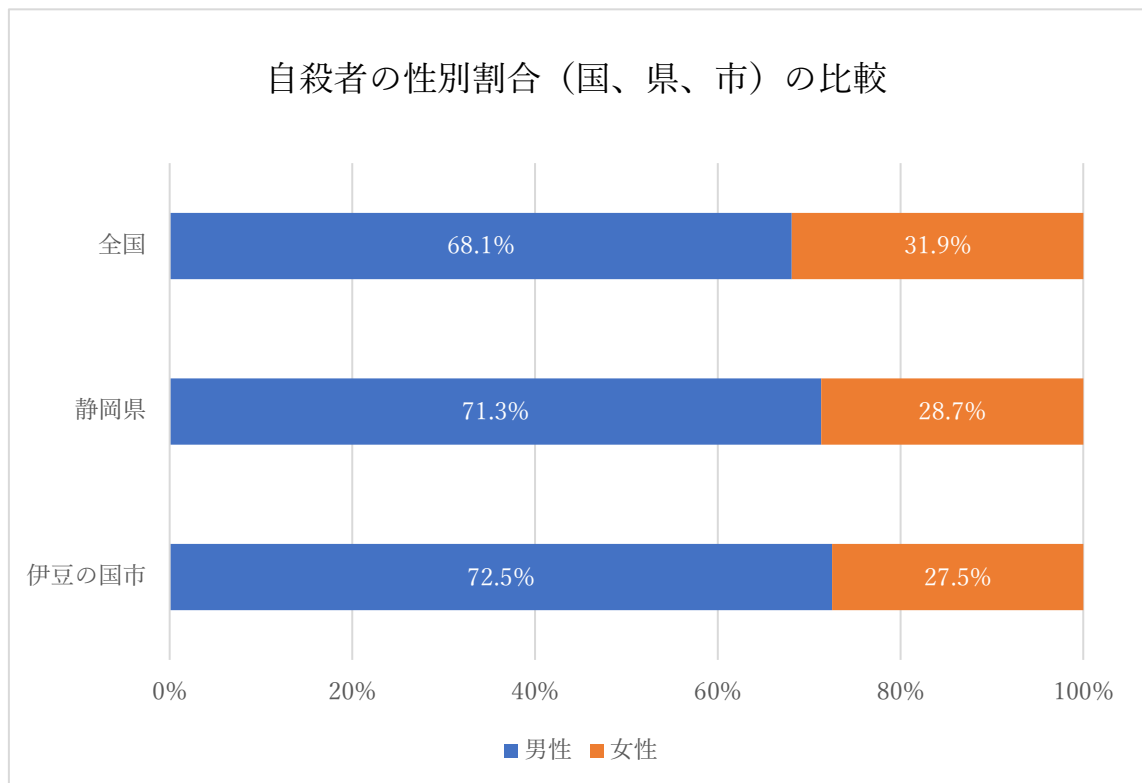


出典：地域自殺実態プロフィール2022年更新版

※ 自殺死亡率とは、人口10万人あたりに換算した自殺者数のこと

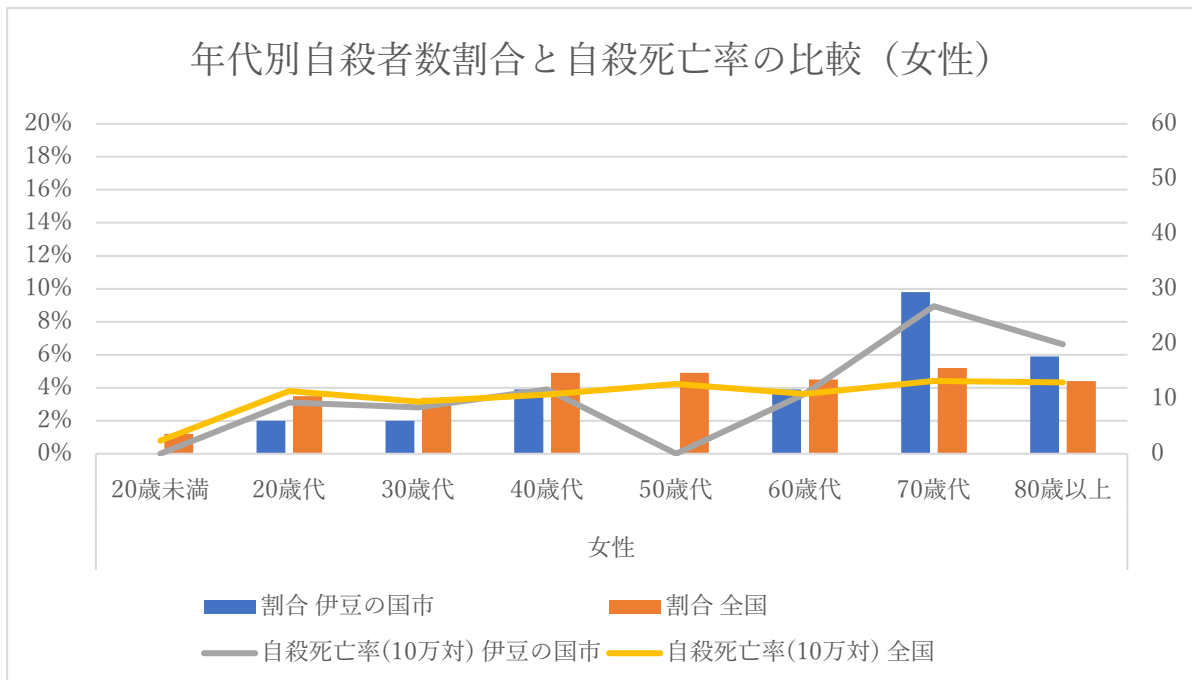
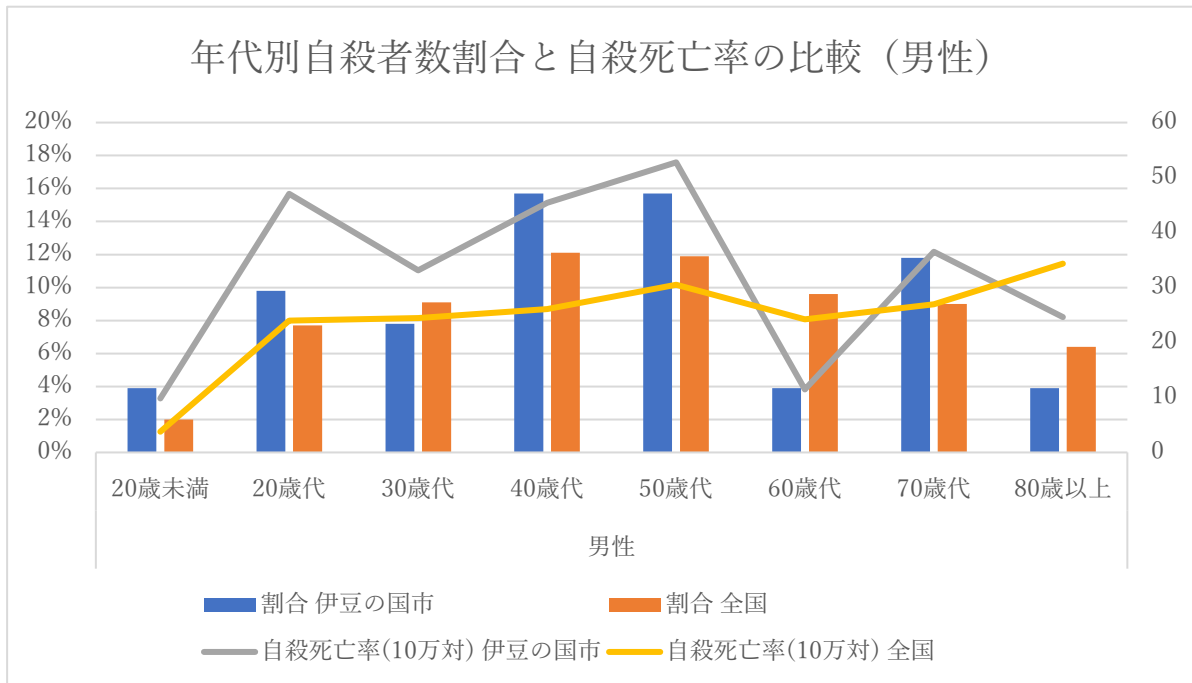
2 性別・年齢別の特徴

性別による自殺者数の割合は、平成29年～令和3年の合計で見ると男性が72.5%、女性が27.5%と男性の自殺者が女性の自殺者の2.6倍となっており、男性の自殺率が高くなっています。全国平均との比較でも、伊豆の国市は、男性の自殺者の比率が若干多くなっています。



出典：地域自殺実態プロファイル2022年更新版

年代別の自殺者数の割合をみると男性では40代、50代、女性では70代が多くなっています。また、女性の自殺死亡率は、70代、80代で全国より高くなっています。



出典：地域自殺実態プロファイル2022年更新版

3 伊豆の国市の自殺の特徴

- ▼いのち支える自殺対策推進センターが分析し、提供
- ▼平成29年～令和3年に亡くなった**市民51名分の統計**を分析(警察庁「自殺統計」)
- ▼伊豆の国市における「**自殺リスクの高い集団**」を把握

(表記) 性×年代×有職/無職×同居の有無(5年間の合計自殺者数/全体に占める割合/自殺率(10万人対))
背景にある主な自殺の危機経路(自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例)

1位: 女性 60歳以上 無職 同居 (8人/15.7%/24.7) 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位: 男性 40-59歳 有職 同居 (7人/13.7%/28.0) 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位: 男性 40-59歳 無職 同居 (4人/7.8%/189.9) 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位: 男性 20-39歳 有職 同居 (4人/7.8%/28.5) 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位: 男性 60歳以上 有職 同居 (4人/7.8%/27.5) ①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

参考:第1期計画作成時

- ▼自殺総合対策推進センターが分析し、提供
- ▼平成24～28年に亡くなった**市民51名分の統計**を分析(警察庁「自殺統計」)
- ▼伊豆の国市における「**自殺リスクの高い集団**」を把握

(表記) 性×年代×有職/無職×同居の有無(5年間の合計自殺者数/全体に占める割合/自殺率(10万人対))
背景にある主な自殺の危機経路(自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例)

1位: 男性 60歳以上 無職 同居 (8人/15.7%/40.5) 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 女性 60歳以上 無職 同居 (8人/15.7%/23.9) 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位: 女性 40-59歳 無職 同居 (6人/11.8%/45.0) 近隣関係の悩み→家族間の不和→うつ病→自殺
4位: 男性 60歳以上 無職 独居 (5人/9.8%/148.5) 失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位: 男性 40-59歳 無職 同居 (4人/7.8%/207.8) 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

地域自殺実態プロファイル「伊豆の国市版」より

4 自殺実態の分析

「地域自殺実態プロフィール2022」より

- ◆ 自殺者数 : 51人(2017年～2021年)
- ◆ 性別 : 男性(37人) > 女性(14人)
- ◆ 年代 : 男性 : 40～59歳 女性 : 60歳以上 が多い
- ◆ 職業状況 : 無職者の自殺率が下がる一方、有職者が増えている
- ◆ 同居人 : 「同居人あり」が、自殺者全体の約7割
- ◆ 特徴 : 高齢男性の自殺率が下がる一方、若者や働き盛りの男性の自殺率は上がっている。高齢女性の自殺率が高い。

※ 地域自殺実態プロフィールとは、当該地域の自殺の実態を詳細に分析したもの。令和2年に、旧自殺総合対策推進センターから事業を引き継ぎ、いのち支える自殺対策推進センターが作成ならびに自治体への提供を行っている。

5 第1期伊豆の国市自殺対策計画の取組・評価

第1期計画に市の各課および社会福祉協議会から挙げられた「各課の事業計画」（基本施策59事業、重点施策24事業）のうち、令和2年度～令和4年度の実施率を比較したところ、基本施策については、基本施策1「地域におけるネットワークの強化」、基本施策4「生きることへの促進要因への支援」、基本施策5「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」については、比較的实施率が高く、基本施策2「自殺対策を支える人材の育成」及び基本施策3「住民への啓発と周知」については、実施率が低いうえ、未実施のものも見られました。これは、新型コロナウイルス感染症対策において、集合形式での研修会や会議を実施することが困難であったことが挙げられます。

重点施策については、重点施策1「高齢者の自殺対策の推進」、重点施策2「生活困窮者支援、無職者・失業者支援と実対策の連動」、重点施策3「子どもの自殺予防の推進」ともに比較的实施率が高く、未実施の事業はほぼありませんでした。

6 伊豆の国市における自殺対策の課題

1. 高齢者に対する自殺対策

伊豆の国市では、60歳以上の男性の自殺数は減少傾向にあるものの、依然として60歳以上の女性の自殺数は高い傾向にあります。静岡県が算出しているお達者度については、男性が平成29年度の23位から令和2年度の17位と順位が上がっている一方、女性は、平成29年度の14位から令和2年度の18位と、順位が下がっています。

地域の高齢化が進む中、地域包括支援センター機能の充実や在宅医療や訪問看護の導入など、各種サービスを活用した高齢者の包括的支援体制が充実してきています。また、核家族化や地域の間関係の希薄化が懸念される中であっても、地区サロンなどの交流の場や認知症サポーター養成講座の開催数が増えるなど、地域における見守り体制も整いつつあり一定の成果が上がっているといえます。

悩みを抱える高齢者が孤独にならないよう、今後も引き続きこれらの充実に努めるとともに、相談窓口の周知や高齢者のうつ病や自殺に対する啓発活動を実施する必要があります。

2. 有職者に対する自殺対策

伊豆の国市では、働き盛り世代の自殺数が増加傾向にあり、背景には、職場での人間関係や過労、仕事の失敗などの仕事に関係する悩みがあると考えられています。また、仕事に関する悩みは、景気による影響が及ぶこともあるため、先頃の新型コロナウイルス感染症等の拡大の影響にも注意が必要です。

職場では、幅広い年齢層、多様な価値観を持った人がともに働いています。価値観や考え方は人それぞれであり、その違いから人間関係のトラブルも十分にありえますが、ハラスメント等は関係法令の遵守により防がなければなりません。

職場における対策（ハラスメント対策やメンタルヘルス対策）の充実や働きやすい環境整備を呼びかけるとともに、各種相談窓口の周知等を行う必要があります。

3. 無職者や失業者、生活困窮者に対する自殺対策

自殺の主な要因の一つに、貧困があります。働けない理由は、人それぞれ（職場の業績悪化によるリストラ、健康不安、介護問題、ひきこもり等）です。悩みに寄り添い、適切なサービスや給付等の支援につなげていくことが重要です。

働きたい人が、しっかりと働くことができる環境を整えるとともに、生活を整えていくための各種相談窓口を周知する必要があります。

4. 子ども、若者の自殺対策

コロナ禍においては、子どもや若者を含め、多くの人たちが日常生活において制限を受けました。蓄積したストレスを自分なりの方法で発散することも必要ですが、悩みを抱え込まずに、身近な人に相談できる技術を若いうちに身に付けることは、将来にわたって、大きな力になります。命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学び、SOSを出せる人材を育成することが必要であると考えられます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

～誰も自殺に追い込まれることのない伊豆の国市～

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があります。

ゆえに、自殺対策は個人的な問題でなく、社会的な取組として実施されなければなりません。保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策など、多分野の有機的な連携を図り、生きることの包括的な支援を行う必要があります。

すべての人がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を推進していきます。

2 計画の基本方針

1. リスクのある者を各領域において早期段階で発見できる仕組みの構築

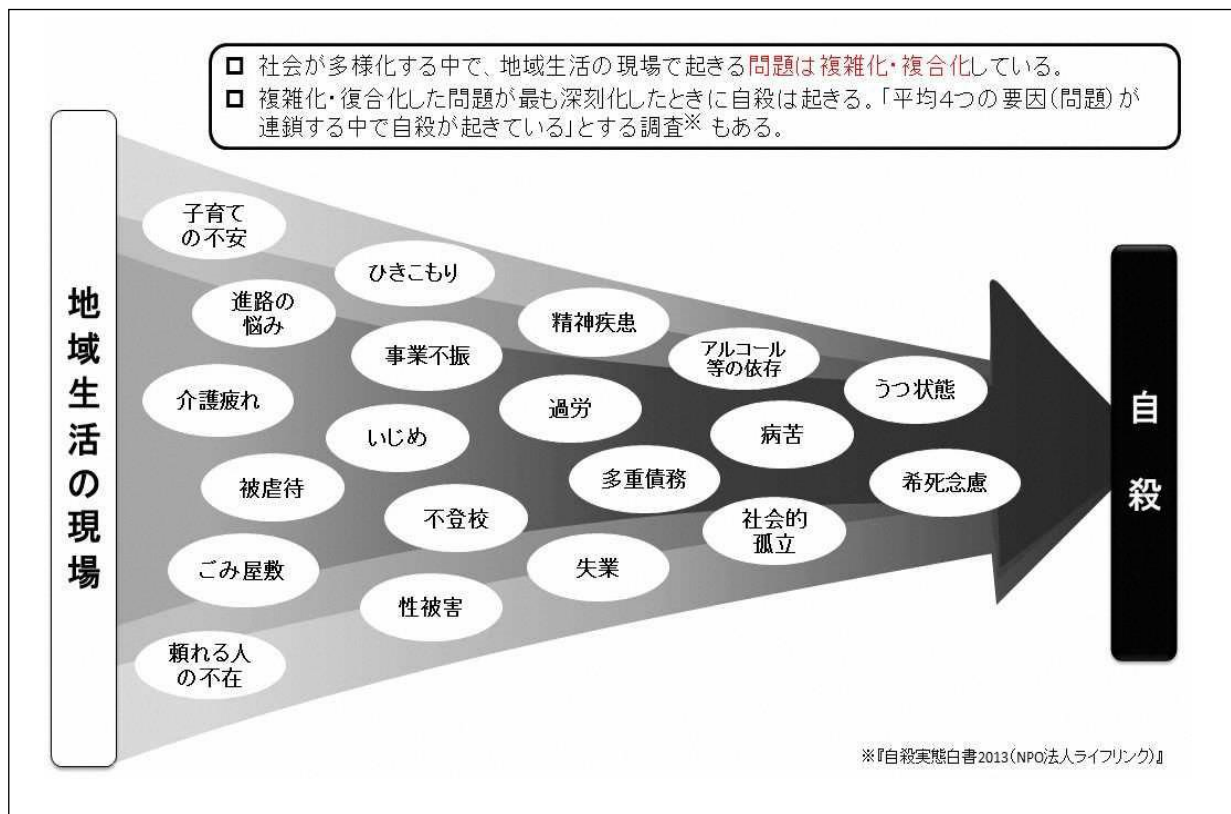
自殺は複数のリスクが連鎖的・重層的に深刻化した結果生じる可能性が高く、自殺を考える人は、「死にたい気持ち」と「生きたい気持ち」の間で大きく揺れ動いていて、様々なサイン（SOS）を発していることが多くあります。

そのサインを的確にとらえ、自殺対策におけるポイントである「予防」「発見」「支援」のうち、リスクが深刻化する前に、早期「発見」し、複数のリスクが複合化する前に「支援」ができるよう様々な窓口が連携して対応し、自殺を「予防」する仕組みを構築します。

2. 複合的な悩みやストレス等の課題を解決するための包括的な支援の強化

自殺の背景には、経済・仕事、子育て・看護・介護、学校など様々な領域における複雑な課題（下図、イメージ図参照）があり、それら課題が複合的に影響していることがわかっています。様々な悩みが原因で、その過程で「うつ病」などの心の病を発症するのであって、単に「うつ病」の治療をしても、悩みの原因が解決するとは限りません。心の健康を取り戻すためには、悩みの原因解決・解消に向けた支援が重要となります。既に複数の課題を抱えている人については、その複合的な課題に対する包括的な「支援」により、個々の課題を解決することが重要です。

▼自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



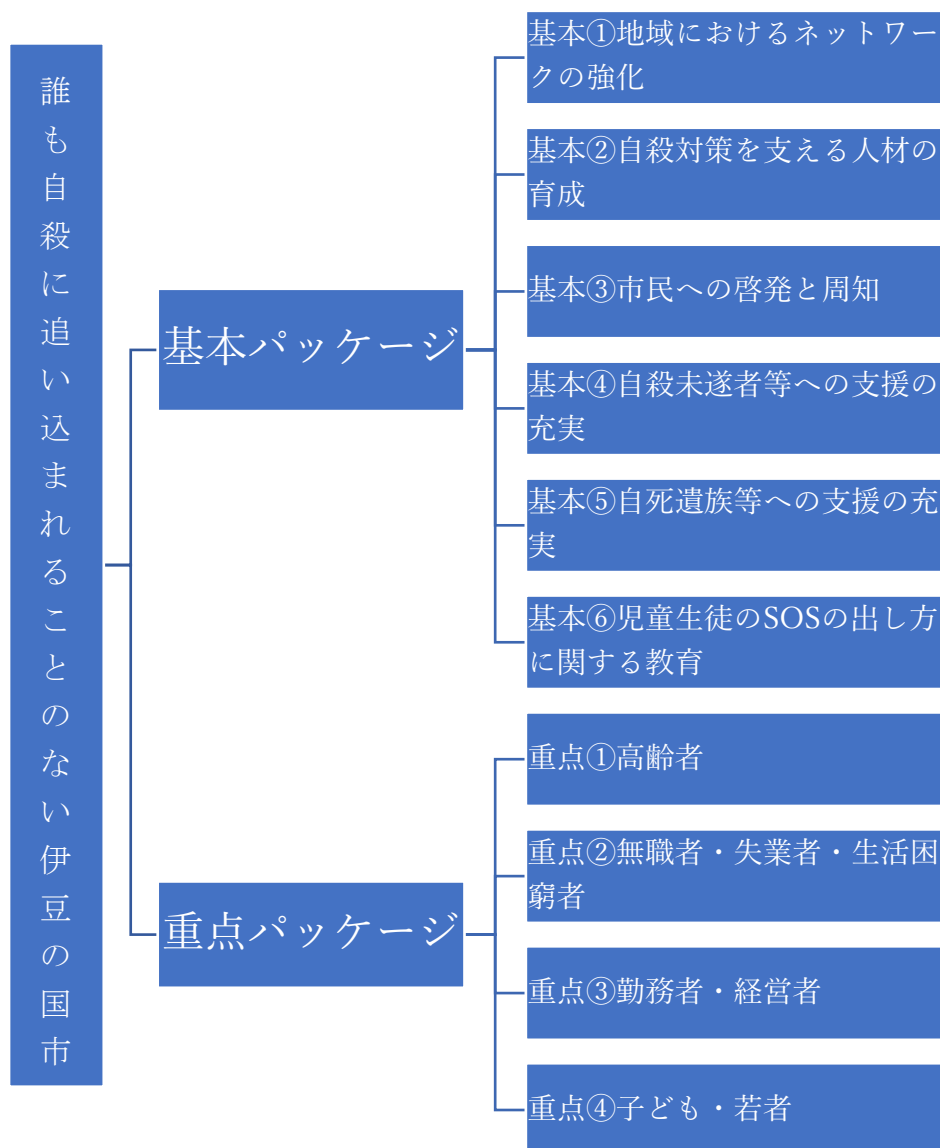
第4章

自殺対策の取組

1 施策体系図

国の指定調査研究等法人として、我が国の自殺総合対策の牽引役であるいのち支える自殺対策推進センターが定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされる「基本パッケージ」と、地域自殺実態プロファイルにて、伊豆の国市独自に重点的に取り組むべき施策とされている「重点パッケージ」を反映させた表が以下のとおりです。

これに、国が策定した「自殺総合対策大綱」における当面の重点施策一覧を加味したものを伊豆の国市の施策として推進していきます。



※ 地域自殺対策政策パッケージとは

自治体が地域自殺対策計画を策定する際に盛り込むことが推奨される施策群について、いのち支える自殺対策推進センターが全国の各自治体の具体的な取組事例を提示したもの。

2 施策の一覧

施策の一覧は、国の「自殺総合対策大綱」における自殺総合対策の当面の重点施策に基づき、伊豆の国市が行う施策であり、前頁の施策体系図と連動したものとなっています。（カッコ内は、特に関連の深いパッケージ）

1. 伊豆の国市全体で自殺対策に取り組みます（基本①）

自殺は、「誰にでも起こりうる危機」であり、個人の問題ではなく、社会的な取組として実施されなければなりません。「誰も自殺に追い込まれることのない伊豆の国市」を実現するために、市全体の取組として自殺対策を推進していきます。

- ① 伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部会議の開催

2. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促します（基本③）

自殺は、市民のだれもが当事者になる可能性があります。自殺を考えている人の存在に気づき、寄り添うことができるのは、専門の人材だけではなく、身近にいる一人ひとりの市民であること、その役割についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じて、啓発を行います。

また、心の健康に対する気づきを促すため、高齢者や勤労者、若者に対して、うつ病やメンタルヘルスに対する正しい知識の普及啓発を行います。

- ① 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施
- ② 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- ③ うつ病やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発
- ④ ゲートキーパーの養成

3. 自殺対策行動計画の推進に資する調査研究を行います（重点①～④）

各種データを活用した調査・分析を行い、伊豆の国市の自殺実態について把握し、効果的な自殺対策を推進していきます。

- ① 相談記録の検証・分析
- ② 地域自殺プロフィール等の統計資料や分析資料の活用

4. 自殺対策に関わる人材を育成します（基本②）

自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るため、普段から市民と関わること

の多い関係者・事業者に対し、自殺対策に対する資質を向上させる研修等を実施します。

また、自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくゲートキーパーの役割を担う人材を養成します。

- ① 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図るための研修体制の構築
- ② 自殺対策において連携調整を担う人材の育成

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進します（重点③）

心の健康の保持・増進を図るため、自殺につながるストレス要因の軽減を図り、ストレスへの適切な対応ができるよう、広報啓発を行います。

特に勤務者、自営業者等の職場におけるメンタルヘルス対策について、実施されるように働きかけを行います。

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策推進についての普及啓発
- ② メンタルヘルス相談の実施・広報啓発
- ③ 相談窓口の案内

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします

（基本①、重点①～④）

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐことができるように、関係機関の連携体制を構築します。

精神科医療につながった後も、本人が抱える悩みに包括的に対応できるよう、医療、保健、福祉、教育等の分野の連動性を高めます。

- ① 地域の精神科医療、保健、福祉等の連携を向上させるための取組の検討
- ② 自殺リスクの高い人を早期に発見し、医療や支援につなげることができる人材の育成

7. 社会全体の自殺リスクを低下させます（基本①～③、重点①～④）

社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスクになる要因）」を減らし、「生きることの促進要因（生きることの希望となる要因）」を増やす取組を行います。社会構造の変化に伴う複雑・多様化した悩みに対応できる相談体制を確保します。

- ① 相談体制及び相談機関のネットワークの充実
- ② 相談窓口情報等のわかりやすい発信、アウトリーチ強化

- ③ LINE等を活用した相談支援事業の検討
- ④ 誹謗中傷等における人権相談や法的問題解決のための情報の提供
- ⑤ ひきこもり当事者・家族、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- ⑥ 孤立を防ぐための居場所づくりの推進
- ⑦ 重層的支援体制の充実

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます（基本④）

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、相談体制、及び支援体制を強化します。

- ① 未遂者支援に対する医療と地域の連携促進の検討
- ② 未遂者の相談支援体制の充実
- ③ 家族、学校、職場等の身近な支援者に対する支援

9. 遺された人への支援を充実します（基本⑤）

自殺により遺された人に寄り添った支援を実施します。

- ① 静岡県が実施する自死遺族のつどい等の紹介
- ② 遺族等の相談支援を行う人材の育成

10. 民間団体との連携を強化します（基本①）

市民に身近な各種民間団体との連携を強化し、自殺対策を推進します。

- ① 民間団体の人材育成や相談事業に対する連携・支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進します（重点④）

子どもや若者の抱える悩みは多種多様であり、ライフスタイルや生活の場、ライフステージに応じた自殺対策が求められます。

そのため、家庭、地域、学校などの教育機関や児童福祉関係機関による取組だけでなく、就職後の事業所での対策等も必要になるなど、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な分野との連携が必要です。

また、子どもや若者自身の生きる力を育てるため、困難やストレスに直面した時に身近な信頼できる大人に助けの声をあげることができるようにSOSの出し方に関する教育を推進します。

- ① いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

- ② 長期休業の前後の時期における自殺予防の推進
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー事業の活用
- ④ 不登校の子どもへの支援について、学校や地域における居場所等の確保
- ⑤ SOSの出し方に関する教育の推進
- ⑥ 子ども、若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
- ⑦ 子ども、若者の自殺対策を推進するための関係者間の体制整備の検討

12. 勤務問題による自殺対策を推進します（重点③）

労働における様々な問題により、自殺リスクが高まることを防ぐため、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を支援します。また、長時間労働やハラスメントに関する法律や制度の周知に努めます。

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進に対する支援

13. 女性の自殺対策を更に推進します（重点①～④）

コロナ禍では、外出自粛に伴う家庭での負担増、雇用問題やDV等、女性をとりまく課題がより深刻さを増しました。様々な困難・課題を抱える女性の孤独や孤立を防ぐためにきめ細かい相談支援を実施します。

- ① 女性相談員による相談支援の実施
- ② 予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援

14. 高齢者の自殺対策を推進します（重点①）

高齢者の多種多様な価値観を尊重しつつ、孤立・孤独を防ぐための取組を実施します。心の健康に関する理解を促進し、地域でのゲートキーパーとしての役割を促進します。

- ① 包括的な支援のための関係機関や団体との連携推進（地域包括支援センターの機能強化）
- ② 高齢者の居場所や見守り体制の強化による孤立化防止（相談機能の充実・広報、乳酸飲料や昼食の配達等の見守り機能の強化）
- ③ 高齢者の活躍の場の創出（シルバー人材センター等高齢者の雇用促進、幼稚園、保育園でのおじいちゃん先生の活用推進、体操教室やサロンの活性化）
- ④ 高齢者の自殺やメンタルヘルスに関する研修の実施
- ⑤ 高齢者の健康不安に対する支援の実施

15. 生活困窮者、無職者、失業者への自殺対策を推進します（重点②）

生活に困窮している方の中には、その背景に、虐待や障がい、介護、労働など、多様かつ広範な問題を複合的に抱えている方たちも多くいます。各種の課題について、相談・支援する側が連動・連携して対応することにより、生きることの促進要因を強化することが重要です。

- ① 無職者・失業者等、生活に困窮している自殺ハイリスク者に対する相談支援の実施
- ② 相談機関や関係機関の職員に対するゲートキーパー研修の開催
- ③ 居場所づくりや生活支援の充実
- ④ 生活困窮者自立支援制度と自殺対策の連動

3 各課事業一覧

各課が実施する自殺対策関連事業について、施策体系図に基づき分類した一覧表です。活動目標、成果指標目標値は新型コロナウイルスの影響を加味して設定してあります。

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
1	基本① 地域におけるネットワークの強化	福祉事務所	社会福祉課	民生委員・児童委員活動事業	市民からの様々な相談に応じ安心して地域で生活していくことができるよう相談を受け、必要な部署に結びつける支援を行う。	継続	市民	-	-	-	民生委員児童委員が受ける相談・支援件数	1,044件/年	1,500件/年	
2	基本① 地域におけるネットワークの強化	福祉事務所	障がい福祉課	いのち支える自殺対策推進本部運営事業	自殺対策について、庁内関係部署の緊密な連携及び協力により、自殺対策を総合的に推進する。本部会議、幹事会議、ワーキング会議を実施。	継続	庁内各課	本部会議開催回数	0回/年	1回/年	連携協力ができる体制になっていると回答した課の割合	-	100.00%	
3	基本① 地域におけるネットワークの強化	福祉事務所	障がい福祉課	自立支援協議会運営事業	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすための社会を構築するため関係者が連携し、地域の課題を解決するための体制に関する協議を行う。	継続	自立支援協議会メンバー	全体会議開催回数	2回/年	2回/年	全体会参加団体数	18団体	18団体	
4	基本① 地域におけるネットワークの強化	福祉事務所	長寿介護課	認知症総合支援事業	認知症の相談において、精神的な問題等を抱えた人の早期発見と支援。相談内容により、多職種の関係機関と連携し、必要な機関につなぐ等の対応を行う。	継続	市民	認知症初期集中支援チーム会議の開催回数	12回/年	12回/年	会議の開催	12回/年	12回/年	
5	基本① 地域におけるネットワークの強化	福祉事務所	長寿介護課	生活支援体制整備事業	住民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、現状の様々なサービスを整理するとともに、不足するサービスの解消に努め、また住民へ提供する体制を整える。	継続	第1層協議体委員	第1層協議体活動回数	3回/年	3回/年	参加委員数	9人	11人	
6	基本① 地域におけるネットワークの強化	福祉事務所	福祉相談センター	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	潜在的な支援ニーズを抱える人（世帯）を早期に発見し、必要な支援を届けるための情報収集、関係性の構築に向けた訪問や電話相談等による伴走型の支援を行う。	新規	市民	アウトリーチの実施回数	-	30回/年	相談機関等につながった人の数	-	1人/年	

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
7	基本① 地域におけるネット ワークの強化	福祉事務所	福祉相談 センター	虐待防止 対策事業 虐待ネット ワーク 会議	連携協力体制を整備し、高齢者及び障がい者への虐待の防止、虐待を受けた者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、委員会を設置し虐待ネットワーク会議を実施する。	継続	虐待ネット ワーク委員	会議の実施回数	2回/年	2回/年	会議の参加委員数	14人	14人	
8	基本① 地域におけるネット ワークの強化	福祉事務所	福祉相談 センター	多機関協 働事業	複雑化・複合化したケースに対し、課題の整理や各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった調整を行うことで、支援者の支援を行う。	新規	市民	重層的支援会議の開催数	-	2ケース/年	多機関協働事業としたケースのうち終了したケース数	-	2ケース/年	
9	基本① 地域におけるネット ワークの強化	社会福祉 協議会	社会福祉 協議会	地域福祉 見守り ネット ワーク事 業	地域住民、民生委員児童委員、関係機関が相互に協力し、地域全体で声かけ及び見守りを行い、援助が必要な人に迅速に対応できる体制づくりを行う。	継続	要支援者	地域見守り員 研修回数	0回/年	1回/年	地域見守り員 の数	60人	100人	
10	基本① 地域におけるネット ワークの強化	教育部	学校教育 課	いじめ問 題対策連 絡協議会 運営事業	いじめの防止、早期発見及び対処するための対策を総合的かつ効果的に推進するため、各関係機関及び団体相互の連絡調整を図る。	継続	児童生徒	開催回数	2回/年	2回/年	協議会出席者 数	15人	15人	○
11	基本① 地域におけるネット ワークの強化	教育部	学校教育 課	コミュニ ティ・ス クール (学校運 営協議 会)事業	社会全体で子供を育成する視点に立ち、地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会事業を実施する。学校と地域とのつながりが強化され、地域での見守りの目が増えるとともに、教育活動の充実が図られ、より活気のある学校や地域をつくることことができる。	新規	地域住民 小学生 中学生	協議会開催数	3回/校・年	3回/校・年	出席者数	-	90人/年	
12	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	総務部	総務課	職員人材 育成事業	新規採用職員研修の一環として、ゲートキーパー研修を実施する。職場や市民対応において、自殺の危険性の高い人を早期に発見、早期対応につなげることができる。	新規	市職員	新規採用職員 研修における ゲートキー パー研修の実 施回数	-	1回/年	受講率(受講者/ 新規採用 職員*100)	-	100.00%	
13	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	総務部	総務課・ 障がい福 祉課	職員人材 育成事業	市職員が、ゲートキーパー研修を受講することにより、家庭、職場や市民対応において、自殺の危険性の高い人を早期に発見、早期対応につなげることができる。(1回/5年)	継続	市職員	ゲートキー パー研修開催 回数	0回/年	1回/年	5年間の受講 率(受講者/ 受講対象者 *100)	-	100.00%	

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
14	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	市民環境 部	市民課	市民相談 事業	市消費生活センター相談員のスキルアップ研修 に、ゲートキーパー研修を組み込むことにより、 相談者の自殺リスクの減少を目指す。	新規	相談員	ゲートキー パー研修受講 回数	-	1回/任期	相談員のゲ ートキーパー研 修受講率	-	100%	
15	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	健康福祉 部	健康づく り課	健康推進 組織育成 事業保健 委員	健康づくりや健康増進についての知識と技術を学 び、地域の人々と協力して地区活動を行う保健委 員に自殺対策の知識も身につけてもらうため、任 期中にすべての委員がゲートキーパー研修を受講 する。	継続	保健委員	ゲートキー パー研修受講 回数	1回/2年	1回/2年	ゲートキー パー研修受講 者延人数	46人	60人	
16	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	福祉事務 所	社会福祉 課	外部団体 等人材育 成事業	民生委員児童委員、保護司、更生保護女性会員、 人権擁護委員等、外部団体等の構成員の人材育成 を実施する。（任期中に1回以上の受講）	新規	外部団体等	ゲートキー パー研修受講 回数	-	1回/任期	計画期間中 のゲートキー パー研修受講 者延べ人数	-	150人	
17	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	福祉事務 所	障がい福 祉課	障害者相 談支援事 業	障がい者、障がい児、保護者、介護する者等から の相談に応じ、必要な情報提供等を行う。相談員 がゲートキーパー研修を受講することにより、自 殺リスクの高い方の早期発見と対応のさらなる推 進が図られる。	継続	障害者相談員	任期中のゲ ートキーパー研 修参加回数	1回/任期	1回/任期	任期中のゲ ートキーパー研 修受講率	-	100%	
18	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	福祉事務 所	障がい福 祉課	ゲート キーパー 講師育成	市職員の保健師がゲートキーパー研修講師養成講 座を受講することにより、各種団体等市民向け ゲートキーパー養成研修を、迅速かつ臨機応変に 実施できるようにする。	新規	市職員	ゲートキー パー講師研修 受講者数	1人/年	2人/年	市職員（保健 師）のうち、 講師研修を受 講した者の割 合	-	100%	
19	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	福祉事務 所	長寿介護 課	高齢者団 体助成事 業シル バー人材 センター への支援	シルバー人材センター職員、会員、会員派遣先 に対し、自殺防止対策の周知を図れるよう、人材 育成研修を実施する。	新規	市シルバー人 材センター職 員及び会員	計画期間中 の人材育成研 修実施回数	-	1回	人材育成研 修受講者数	-	20人	
20	基本② 自殺対策 を支える 人材の育 成	教育部	学校教育 課	スクール ソーシャル ワーカー 活用事 業	児童生徒及び保護者が抱えている様々な問題に 対して支援を行うスクールソーシャルワーカーの スキルアップ研修に、ゲートキーパー養成研修を 組み込むことにより、自殺の危険性の高い児童・ 生徒への気づきと適切な対応を身に付けることが できる。	新規	スクールソ ーシャルワ ーカー	ゲートキー パー研修受講 回数（1回/ 2年）	-	1回/2年	研修参加者数	-	3人	

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
21	基本③ 市民への 啓発と周知	企画財政部	協働まち づくり課	広報・啓 発事業	市民一人ひとりの気付きと見守りを促すため、広 報紙やラジオ等を活用して、自殺対策について啓 発・周知を行う。	継続	市民	啓発回数	2回/年	2回/年	啓発回数	2回/年	2回/年	
22	基本③ 市民への 啓発と周知	健康福祉部	健康づく り課	成人健康 教育相談 事業	健康教育、健康相談、よろず相談の実施を通じて 市民のクオリティオブライフの向上を目指し、地 域住民の健康増進を図る。継続的支援の展開や、 医療機関受診につなげることで、健康上の問題を 抱えている市民を減少させる。	継続	市民	開催回数	102回/年	200回/年	延参加人数	2,273人/年	5,000人/年	
23	基本③ 市民への 啓発と周知	健康福祉部	健康づく り課	健康推進 組織育成 事業	市民が健やかで安心して生活できるように、健康 づくりや健康増進についての知識と技術を学び、 地域の人々と協力して地区活動を行う。	継続	保健委員	活動回数	6回/年	8回/年	相談件数	-	60回 (1回/人)	
24	基本③ 市民への 啓発と周知	教育部	生涯学習 課	図書館運 営事業	図書館機能の充実並びに利用者サービスの向上を 目指すとともに地域の情報拠点としての役割を果 たす。自殺対策強化月間や、自殺予防週間等を情 報提供の場とする。	継続	市民	普及啓発コー ナー開催回数	2回/年	2回/年	期間中の図書 館利用者数	3,624人	5,000人	
25	基本⑥ 児童生徒 のSOSの 出し方 に関する 教育	教育部	学校教育 課	心の教室 相談員事 業	思春期の生徒の悩みや心配事に関する相談や教室 に入れない生徒等の支援を行うとともに、多くの 生徒からのSOSを引き出していく。	継続	中学生	年間相談件数	1,680件/年	1,500件/年	年間相談件数	1,680件/年	1,500件/年	○
26	基本⑥ 児童生徒 のSOSの 出し方 に関する 教育	教育部	学校教育 課	SOSの出し 方研修会	中学生が自分が抱える悩みを信頼できる身近な大 人や友人に相談することができるようにするため に、SOSの出し方研修を実施する。	継続	中学生、教職 員	開催回数	3回/年	3回/年	延べ参加者数	372人/年	2,000人/5 年	○

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
27	重点① 高齢者	市民環境 部	国保年金 課	後期高齢 者健診事 業	健診を実施し、後期高齢者医療被保険者の健康づくりを支援する。心身ともに健やかで過ごせることにより、自殺リスクの減少が見込める。	継続	後期高齢者医療被保険者	健康診査受診率	-	-	健康診査受診率	35.09%	30.80%	
28	重点① 高齢者	福祉事務 所	長寿介護 課	高齢者相 談事業	高齢者が住みなれた地域で生活していくことができるよう、介護サービスをはじめ福祉・保健・権利擁護など様々なサービスを活用し、いつまでも安心して暮らすことができるよう、関係者が連携し市民を総合的に支援する。	新規	市民	-	-	-	相談支援件数	2,709件/年	3,000件/年	
29	重点① 高齢者	福祉事務 所	長寿介護 課	高齢者団 体助成事 業シルバー 人材セン ターへの 支援	高齢者の働く場を確保し生きがい対策とする。	継続	市シルバー人材センター職員及び会員	-	-	-	会員数	513人	550人	
30	重点① 高齢者	福祉事務 所	長寿介護 課	介護予防 普及啓発 事業	高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活ができるよう支援することを目的とし、介護予防体操教室、地区介護予防健康講座、体力測定を実施している。高齢者の居場所となり、地域交流の場ともなる。	継続	高齢者	-	-	-	教室・講座延参加者数	3,901人/年	22,000人/年	
31	重点① 高齢者	福祉事務 所	長寿介護 課	認知症総 合支援事 業	認知症の人を介護する家族への身体的、精神的負担の緩和を図るため、相談業務や認知症カフェ等の居場所の提供をすることで支援する。	継続	市民	認知症カフェの開催回数	71回/年	100回/年	認知症カフェの開催場所	7箇所	10箇所	
32	重点① 高齢者	福祉事務 所	長寿介護 課	在宅高齢 者福祉推 進事業お はようサ ービス	3日に1本の割合で乳酸飲料を配達し、安否確認を行う。各地区で配達員が決まっているので話がしやすい環境が整っており、配達だけでなく声かけ等を行う。	継続	65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯・一人暮らしの2級以上の視覚障がい者	年間訪問数	10,060回	15,600回	利用者数	113人	130人	

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
33	重点① 高齢者	福祉事務所	長寿介護課	在宅高齢者福祉推進事業食の自立支援事業	利用者に栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認を行う。利用者は支援を必要とする方が多いので、少しでも外との関わりを持てるようにする。利用者の状態を定期的に確認する。	継続	65歳以上の一人暮らし高齢者、または高齢者だけの世帯で疾病等の理由により、調理が困難で栄養管理のための支援が必要と認められる人	年間配達回数	10,988回/年	14,400回/年	利用者数	78人/年	100人/年	
34	重点① 高齢者	福祉事務所	長寿介護課	地域包括支援センター運営事業	市内高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を実施する。	継続	地域包括支援センター運営協議会委員	運営協議会の実施回数	2回/年	3回/年	総合相談件数	7,033件/年	7,500件/年	
35	重点① 高齢者	社会福祉協議会	社会福祉協議会	いきいきサロン・居場所づくり事業	生きがい・仲間づくりの輪を広げるための「いきいきサロン」や「居場所づくり」をサポートし、すべての人が地域で孤立することがないよう気軽に参加できる環境を整える。	継続	市民	いきいきサロン数	39か所	38か所	いきいきサロン参加者延べ人数	3,302人/年	4,000人/年	
36	重点① 高齢者	社会福祉協議会	社会福祉協議会	家族介護者支援	介護家族者の会を開催し、介護の方法や悩み、様々なサービスなどの相談や支援を行う。	継続	介護している家族	開催回数	9回/年	12回/年	参加者数	67人/年	95人/年	
37	重点① 高齢者	社会福祉協議会	社会福祉協議会	ひとり暮らし高齢者見守り事業	民生委員児童委員が、手作り弁当や見舞い品の配布などを実施し、高齢者の安否確認や交流の場を開催する。	継続	ひとり暮らし高齢者	開催回数	5回/年	5回/年	配布数	1,584食/年	1,584食/年	
38	重点① 高齢者	教育部	生涯学習課	高齢者学習事業	高齢者の生きがいの充実や心と体の健康づくり、社会参加の促進を図るため、高齢者学級事業を実施する。	新規	高齢者	講座実施回数	-	12回/年	講座参加延べ人数	-	240人/年	

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
39	重点② 無職者・ 失業者生 活困窮者	福祉事務 所	社会福祉 課	生活困窮 者自立支 援事業	生活困窮に陥っている市民の直面する課題を明確にし、必要としている支援対策を推進する。(生活困窮者自立相談支援事業、被保護者就労支援事業、生活困窮者住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、子ども学習・生活支援事業。)	継続	生活困窮に 陥っている市 民	-	-	-	新規相談件数	149件/年	130件/年	
40	重点② 無職者・ 失業者生 活困窮者	福祉事務 所	社会福祉 課	就労支援 事業	就労を希望する生活困窮者等に就労支援を行う。	継続	生活困窮に 陥っている市 民(非生活保 護受給者)	-	-	-	支援件数	121件/年	150件/年	
41	重点② 無職者・ 失業者生 活困窮者	福祉事務 所	社会福祉 課	生活保護 運営事業	生活に困窮する市民に対して、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	継続	生活困窮に 陥っている市 民・生活保護 受給者	-	-	-	面接相談件数	154件/年	180件/年	
42	重点② 無職者・ 失業者生 活困窮者	福祉事務 所	福祉相談 センター	参加支援 事業	社会とのつながりが薄く、既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズを抱える人を対象に、社会とのつながりづくりを支援する。また、つながりづくりに向けた支援メニューの拡充を図る。	新規	市民	支援メニュ ーの 数	-	10件	支援につな がった人	-	1人/5年	
43	重点② 無職者・ 失業者生 活困窮者	社会福祉 協議会	社会福祉 協議会	フードパ ンク事業	緊急的な食糧支援希望者へ、フードドライブ事業を実施している「フードバンクふじのくに」や「おうちコープ」から食糧を支援してもらい、必要な家庭に届ける。	継続	生活困窮者	-	-	-	食料品配布 件 数	10件/年	12件/年	
44	重点③ 勤務・経 営	産業部	商工課	労働相談 窓口周知 事業	職場のトラブルに関わる相談窓口を周知し、労働者・使用者、それぞれの立場における問題の解決に向けて、必要な機関へつなぐ。	新規	労働者・使 用 者	-	-	-	窓口を周知 する広報記 事 の 掲 載	2回/年	2回/年	

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
45	重点③ 勤務・経営	産業部	商工課	就業支援事業	おシゴトさがしフェアの開催、伊豆の国市で作成した求人情報やハローワークからの情報を提供し、就労支援を行う。労働力が不足している市内企業と求職者のマッチング等を行い雇用の安定を図ることにより経済的安定につなげる。	新規	企業、求職者	フェアの開催数	1回/年	1回/年	フェアへの参加により雇用につながった人	-	2人/年	
46	重点④ 子ども・若者	健康福祉部	健康づくり課	子育て世代包括支援センター事業	母子健康手帳の交付、母子赤ちゃん訪問、母子健診等の場面で、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うことで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する。	継続	妊婦・就園前の児と親	-	-	-	健康教育健康診査実施回数	90回	90回	
47	重点④ 子ども・若者	福祉事務所	こども家庭課	家庭児童相談事業	母子保健・教育部との連絡会を定期的で開催し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない体制を構築する。(乳幼児部会、教育委員会との連携会議等)	継続	すべての妊産婦、子育て世代	連絡会議開催回数	12回/年	16回/年	支援が必要な人のうち、切れ目のない支援に繋がった人の割合	100%	100%	
48	重点④ 子ども・若者	福祉事務所	こども家庭課	支援センター運営事業(すみれ、たんぼぼ)	子育て中(未就学児)の親子の遊びの場や交流の場を提供、子育てに関する相談の実施等、地域の子育て家族の居場所とする。	継続	市民	年間開所日数(2センター合計)	489日	485日	延べ利用者数	5,313人/年	15,000人/年	
49	重点④ 子ども・若者	社会福祉協議会	社会福祉協議会	おもちゃ図書館	障がいのある子もいない子もおもちゃを通じて交流できる遊び場を提供する。	継続	市民(障がい児及び幼児)	開催回数	267日/年	267日/年	延べ参加者数	3,343人	3,500人	
50	重点④ 子ども・若者	教育部	学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会運営事業	いじめの防止、早期発見及び対処するための対策を総合的かつ効果的に推進するため、各関係機関及び団体相互の連絡調整を図る。	継続	児童生徒	開催回数	2回/年	2回/年	協議会出席者数	15人	15人	○

		担当部署	担当課	事業名	目的・具体的内容	新規・継続	対象者	活動指標	活動指標 現状	活動目標	成果指標	成果指標 現状	成果指標 目標値	再掲
									2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度		2022年度 令和4年度	2028年度 令和10年度	
51	重点④ 子ども・ 若者	教育部	学校教育 課	心の教室 相談員事 業	思春期の生徒の悩みや心配事に関する相談や教室 に入れない生徒等の支援を行う。市内中学校3校 に1名ずつ配置。	継続	中学生	相談件数	1,680件/年	1,500件/年	年間相談件数	1,680件/年	1,500件/年	○
52	重点④ 子ども・ 若者	教育部	学校教育 課	スクール ソーシャル ワーカー 活用事 業	スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒 及び保護者が抱えている様々な問題に対して、関 係機関と連携を図り、適した支援を行う。該当事 業が一番相談しやすい機関とつないで、悩みを打ち 明けられる支援を行う。	継続	スクールソ ーシャルワ ーカー	支援件数	83件/年	90件/年	支援件数	83件/年	90件/年	
53	重点④ 子ども・ 若者	教育部	学校教育 課	SOSの出 し方研修 会	市内中学生を対象にSOSの出し方研修を実施し、 自分自身で問題解決できるよう支援を行うととも に、同時に教職員に対しても実施する。	継続	中学生、教職 員	開催回数	3回/年	3回/年	延べ参加者数	372人/年	2,000人/5 年	○

第5章

伊豆の国市の自殺対策の推進体制

1 取組主体ごとの役割

1. 市・行政の役割

市は本計画の基本理念の実現のために、国、県、関係団体や市民と連携・協働して自殺対策を推進していきます。市内の自殺対策関係部局による「いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、定期的に会議を開催します。自殺に対する現状を把握し、各部局における自殺対策関連事業の実施状況を情報交換することにより、市の状況に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 市民の役割

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる」危機であることを認識し、自らの心の健康を保つための取組を積極的に行うとともに、自殺対策の担い手になれるように努めます。また、自分や周りの人が心の不調に陥った場合は、一人で抱え込まず、誰かに援助を求めることが適切であるということを理解し、適切に対処することができるよう努めます。

3. 関係団体の役割

直接、自殺対策に関係する団体やそれ以外の団体も、それぞれの特性に応じて、自殺対策に寄与し得ることを理解し、自殺対策について関心と理解を深めるとともに積極的に自殺対策に取り組みます。

4. 事業主・企業の役割

企業や事業主は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、雇用する労働者の心の健康の保持に向けて、必要な措置を講ずるように努めます。労働者の心の不調は、結果として、その企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策を推進します。

2 計画の評価・検証

本計画は「伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部」により、達成進捗状況の評価検証を行い、事業展開に反映させていきます。

目標設定に当たっては、数値化した指標を用いて計画の進捗状況がわかるように工夫し、効果的・効率的に計画を推進していきます。また、数値化が難しい行動変容（相談を受ける時、自殺のリスクについて意識して傾聴できるようになった。自殺のリスクが高いと考えられる人を相談窓口に繋げることができた。）等については、ヒアリング時に把握していきます。

參考資料

自殺対策基本法

自殺対策基本法

発令　　：平成18年6月21日号外法律第85号

最終改正：平成28年3月30日号外法律第11号

改正内容：平成28年3月30日号外法律第11号〔平成28年4月1日〕

○自殺対策基本法

〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名〕

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七

条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並

びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）（概要）

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

- ✓ 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
- ✓ 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ・地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び刻印の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉および生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 7 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9 遺された人への支援を充実する
- 10 民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 13 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下） 令和2年：16.4

第6 推進体制等

- 1 国における推進体制
- 2 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3 施策の評価及び管理
- 4 大綱の見直し

伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部設置規程

制定 平成30年1月24日伊豆の国市訓令第2号

改正 平成30年5月18日伊豆の国市訓令第9号

改正 令和4年6月2日伊豆の国市訓令第12号

改正 令和5年6月22日伊豆の国市訓令第8号

(設置)

第1条 自殺対策について、庁内関係部署の緊密な連携及び協力により、自殺対策を総合的に推進するため、伊豆の国市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握
- (2) 各部署における相談業務及び自殺対策業務の実施状況の共有
- (3) 各部署間における緊密な連携及び協力体制の構築
- (4) 自殺対策計画の策定並びにその進捗状況の確認及び評価
- (5) 自殺対策の推進に係る普及・啓発

(組織)

第3条 本部は、本部長、本部員、幹事及びワーキングメンバーをもって組織する。

- 2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 ワーキングメンバーは、幹事が所管する課、公室及びセンターの職員のうちから各幹事が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部会議 本部長及び本部員で構成し、本部長が招集し、第2条の所掌事項を総括する。
 - (2) 幹事会議 福祉事務所長及び幹事で構成し、福祉事務所長が招集し、第2条の所掌事項について検討を行い、本部会議に報告する。
 - (3) ワーキング会議 障がい福祉課長及びワーキングメンバーで構成し、障がい福祉課長が招集し、幹事会議の運営を補佐する。
- 2 前項各号の会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年6月2日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年6月22日から施行する。

別表第1（第3条第3項関係）

企画財政部長
総務部長
市民環境部長
健康福祉部長
福祉事務所長
産業部長
教育部長

別表第2（第3条第4項関係）

企画課長
協働まちづくり課長
総務課長
市民課長
税務課長
国保年金課長
健康づくり課長
社会福祉課長
障がい福祉課長
長寿介護課長
こども家庭課長
福祉相談センター長
商工課長
学校教育課長
生涯学習課長